

「さいたま市立三橋中学校いじめ防止基本方針」

概念図

三橋中学校いじめ対策委員会・・・各団体と学校の協議の場





さいたま市立三橋中学校いじめ防止基本方針

はじめに **運営委員会**

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめ防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する。

さいたま市立三橋中学校いじめ防止基本方針は、本校生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができ、行きたくなる学校となるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

本校のいじめの問題に対する基本姿勢 **運営委員会**

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 生徒一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめ早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 いじめの早期解決に向けて、該当生徒の安全を確保するとともに、関係機関と連携する。
- 5 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。

いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

組織

- 1 三橋中学校いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条） **運営委員会**
 - （1） 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために組織する。
 - （2） 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学校地域コーディネーター、PTA会長、主任児童委員、民生委員、自治会長、警察関係者
必要に応じて、構成員以外（養護教諭、特別支援コーディネーター、研修主任、スクールカウンセラーさわやか相談員 等）の関係者を招集できる。
 - （3） 開催
 - ア 定例会（各学期1回程度開催）
 - イ 校内委員会（三橋中いじめ防止対策部会を各学期1回程度開催）
 - ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
 - （4） 内容
 - ア 学校基本方針に基づく取組の実施及び取組の進捗状況の確認、定期的検証

- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為をした場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

2 子どもいじめ防止 対策委員会（案） **生徒会**

- (1) 目的：いじめ問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくらうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：生徒会長、生徒会副会長、生徒会書記、各専門委員会委員長 8 名
- (3) 開催
 - ア 人権週間（11 月末実施。人権についての講演会や人権宣言を全校生徒で掲げる。）
 - イ 子ども会議（9 月に市内の各学校の代表者が集まり、いじめについて考える。）
 - ウ 生徒総会（6 月に実施。人権宣言をするとともに、いじめについて考える。）
 - エ 評議会（月に 1 度、各クラスの実態について話し合う。）
 - オ 目安箱（年間を通して、常に助けを求める声に耳を傾ける。）
 - カ 定例会（毎週木曜日に行われている生徒会本部の定例会の中で、情報の交換・共有。）
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。

いじめの未然防止

1 道徳教育の充実 **道徳担当**

- (1) 教育活動全体を通して
 - ア 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
 - イ 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- (2) 道徳の時間を通して
 - ア 「いじめ撲滅強化月間」(6 月)に、「2 主として他の人とのかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して **生徒指導担当**

- (1) 実施要項に基づき、各学校や生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ア 生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - イ 生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ウ 校長等による講話

エ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導

オ 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して **人間関係プログラム担当**

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

ア 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。

イ 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人との関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

ア 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

ア 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、温かな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して **特活担当**

(1) 特別活動の時間で「いのちの支え合い」を学ぶ授業の実施

ア 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に着ける。特にいじめは、いじめられていても本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

イ 授業の実施は、1年生2月、2年生2月、3年生2月に行う。

5 メディアリテラシー教育を通して **情報教育担当**

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

ア 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

イ 「携帯・インターネット安全教室」の実施は、1年生4月、2年生4月、3年生4月に行う。

6 技術・家庭科の授業を通して **家庭科担当**

(1) 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施

ア 赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。

イ 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施：3年生 10月～11月

いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

1 日頃の生徒の観察 **生徒指導担当**

早期発見のポイント

生徒のささいな変化に気付く 気付いた情報を共有する 情報に基づき速やかな対応

- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている
- (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる
- (4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる
- (5) 部活動：無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされている
- (6) 登下校：独りぼっち、荷物を持たせられる

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施 **教育相談担当**

- (1) アンケートの実施：1学期4月、2学期9月、3学期1月（年3回実施）
- (2) アンケートの結果：学年・学校全体で情報を共有する。
- (3) アンケート結果の活用：結果に応じて、生徒と面談を行う。

面談した生徒について、学年・学校全体で情報を共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告 **教育相談担当**

- (1) 簡易アンケートを毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間（日）の実施 **教育相談担当**

- (1) 年3回、教育相談週間を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
- (3) さわやか相談室の充実

5 保護者アンケートの実施 **教務主任**

- (1) アンケートの実施：12月（年1回実施）
- (2) アンケート結果の活用：・・・学年主任が集約し報告 組織的な対応をする。

6 地域からの情報収集 **教務主任**

- (1) 民生委員・主任児童委員：三橋地区生徒指導5校連絡協議会（年2回）
- (2) 学校評議員：学校評議員会（年2回）
- (3) 保護者：地区懇談会（7月）・家庭訪問（6月）・三者面談（12月）

いじめの対応 **生徒指導担当**

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

校長は、情報を集約し組織的な対応の全体指揮を行う。また、構成員を招集しいじめ対策委員会を開催する。

教頭は、校長の全体指揮のもと、指導方針の共通理解を確認し、連絡調整、見届けを行う。

教務主任は、校長・教頭からの指示のもと、全教員の補助を行う。

担任は、事実の確認のため情報収集を行う。また、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保すると同時に、いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。また、保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了承を得る。

学年担当は、いじめられている生徒には「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアと併せて登下校時や休み時間、清掃時間などの安全確保に努める。加害者が特定できたら、

個別に指導していじめの非に気づかせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させる。丁寧に個別指導を行った上で当事者を交えて話し合い、被害者本人と保護者の了承が得られたら、再発防止へのねらいを含めた学級や学年全体への指導を行う。

学年主任は、担当する学年の生徒の情報収集を行う。担当する学年の情報を共有し校長（教頭）に報告する。

生徒指導主任は、生徒の情報を把握できる体制づくりをする。また、生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備し、校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。

教育相談主任は、いじめられている生徒及び保護者の心のケアに向けての指示を出す。

特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。

養護教諭は、いじめられている生徒及び保護者の心のケアに努め、情報収集を行う。

部活動の顧問は、部活動内でのいじめの場合は、学年担当と協力し、事実の確認のため情報収集を行う。また、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保すると同時に、いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。また、部活動内でのいじめでない場合も、いじめられている生徒を「部活動でも守る」という部活動の方針を部員及び必要に応じて保護者にも伝え、被害者の心のケアに努める。

さわやか相談員は、生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。

スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。

保護者は、家庭において子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。

地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報提供を行う。

重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

「いじめに係る対応の手引き」に基づき、生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

< 学校を調査主体とした場合 >

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織(いじめ対策委員会を母体とした)を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

< 教育委員会が調査主体となる場合 >

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

研修 **教務主任**

いじめの未然防止(「人間関係プログラム」の研修を含む)、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底：・・・年度当初
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証：・・・学校評価後の分掌会議

2 校内研修

- (1) 「わかる授業を進めること」
 - ア 授業規律：・・・「授業規律5ヶ条」の掲示・授業研究
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - ア 生徒理解など：・・・配慮を要する生徒についての理解(年度当初)
発達障害等についての理解(夏期休業中)

- (3) 情報モラル研修：・・・年度当初

P D C A サイクル **教務主任**

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して昨日しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というP D C Aサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期(P D C Aサイクルの期間)の決定

- (1) 検証を行う期間：各学期とする。
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
 - (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：心のアンケート実施後 5月、10月、2月とする。
 - (2) 三橋中学校いじめ対策委員会の開催時期：6月、2月とする。
 - (3) 三橋中いじめ防止対策部会：4月、9月、1月の学期はじめ
 - (4) 校内研修会等の開催時期：4月、8月とする。